聖籠町後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和2年3月26日

聖籠町長 西脇道夫

聖籠町規則第10号

聖籠町後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則

聖籠町後期高齢者医療に関する規則(平成20年聖籠町規則第19号)の一部を次のように改正する。

様式第1号裏面を次のように改める。

様式第1号 裏面

後期高齢者医療保険料の徴収について

1 徴収の根拠

後期高齢者医療保険料は、高齢者の医療の確保に関する法律、同法施行令、同法施行規則及び聖籠町後期高齢者医療に関する条例の規定に基づき、聖籠町に居住する後期高齢者医療制度の被保険者に対して徴収するものです。

2 納付方法

年額18万円以上の年金を支給されている方は、年金から特別徴収されます。ただし、聖籠町で介護保険料が特別徴収されていない場合や介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金支給額の2分の1を超える場合などは特別徴収されません。このような場合、後期高齢者医療保険料は直接納めていただく普通徴収となります。また、保険料を特別徴収で納めている方は、申出により納付方法を口座振替に変更することができます。

3 督促手数料

この納入通知書に記載する納期限までに納められない場合は納期限から起算して 20 日以内に督促状を発送します。その場合、督促手数料として 100 円を納めていただきます。また、督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までに後期高齢者医療保険料を納められない場合は滞納処分を受けることになります。

4 延滞金

保険料を納期限までに完納しないときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合)に年7.3%の割合を加算した割合(納期限の翌日から3か月を経過する日までは、特例基準割合に年1%の割合を加算した割合)で計算した延滞金が徴収されます。

5 審査請求及び取消訴訟

- (1) この通知書に記載された事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内(以下「不服申立期間」) に、新潟県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。(不服申立期間経過後でも正当な理由があるときは、審査請求が 認められる場合があります。)
- (2) この処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」)は、前記(1)の審査請求にかかる裁決後に、聖籠町を被告(代表者は、聖籠町長)として提起できます。ただし、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことに正当な理由があるときは、審査請求の裁決を経ないでも、取消訴訟を提起できます。なお、前記②及び③により提起する場合は、この処分を知った日の翌日から起算して6か月以内(以下「出訴期間」)に訴訟を提起する必要があります。(出訴期間経過後でも正当な理由があるときは、取消訴訟の提起が認められる場合があります。)
- (3) 前記(1)の審査請求及び前記(2)の取消訴訟の提起は、当該処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は行うことができません (正当な理由がある場合を除く。)

新潟県後期高齢者医療審査会

〒950-8570 新潟市中央区新光町 4番地 1 新潟県庁 国保・福祉指導課内 電話番号 025 (285) 5511 (代表)

問い合わせ先

聖龍町役場 町民課 電話番号 0254 (27) 2111 新潟県後期高齢者医療広域連合 業務課 資格保険料係

電話番号 025 (285) 3222

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に使用しているこの規則による改正前の聖籠町後期 高齢者医療に関する規則様式第1号裏面は、当分の間、これを取り繕って使 用することができる。